

# 山田公民館利用規程

## (目的)

第1条 この規程は、大野城市公民館等設置条例（以下「条例」という。）における山田公民館（以下「公民館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用料 部屋代及び冷暖房費をいう。

(2) 区民団体 区民の割合が3分の2以上の団体又は区費を納めている企業をいう。

## (利用時間)

第3条 公民館の利用時間は、9時から21時までとする。

2 公民館長は、特別な事情があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

## (休館日)

第4条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 毎週月曜日、夏季（8月13日～8月15日）、年末年始（12月29日～1月5日）

2 公民館長は、必要があると認める場合は、休館日を取り消し、及び臨時の休館日を定めることができる。

## (利用料)

第5条 利用料は、別表1に定める額とする。

## (区の附属機関及び隣組の使用)

第6条 区の附属機関及び隣組が使用する場合は、無料とする。

## (利用料の減免)

第7条 別表2に定める使用目的で使用する場合は、利用料を全額免除とする。

2 別表3に定める使用目的で使用する場合は、部屋代を全額免除とする。

## (備品等貸出し料)

第8条 備品等貸出し料は、別表4に定める額とする。

## (個人情報の取扱い)

第9条 公民館長は、公民館施設の管理に当たり、個人情報の漏えいの防止そ

の他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 公民館長又は条例第7条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(使用の許可)

第10条 公民館施設を使用しようとする者は、あらかじめ公民館長の許可を受けなければならない。

- 2 公民館長は、前項の許可をする場合において、公民館施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第11条 公民館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的としていると認められたとき。
- (4) その他公民館施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 公民館長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他公民館施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(損害賠償)

第13条 使用者が、その責めに帰すべき事由により施設若しくは附属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、使用に当っては公民館長の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、施設等の使用が終ったときは、公民館長の指示に従い清掃及び整理整頓をしなければならない。

(利用料金の還付)

第15条 条例第14条第4項ただし書きに規定する規則で定める事由とは、次

の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 災害その他使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき。

(2) 使用許可を公民館長の都合により取り消したとき。

(3) その他公民館長が必要と認めたとき。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、公民館の利用に関し必要な事項は、公民館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

別表 1

## 公民館利用料（1時間あたり）

	区民団体（通常料金）		区民外団体	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	600円	500円	900円	500円
調理室	500円	300円	700円	300円
上記以外 (学習室又は和室)	400円	300円	600円	300円

※調理室の部屋代は、ガス代及び調理に必要な備品等の料金を含む。

別表 2

## 利用料 全額免除

	使用目的
ア	区の執行部が使用するとき
イ	区の行事として使用するとき
ウ	区の主催する講座・講演、その他これに類する集会で、公益に資すると、公民館長が認めたとき

別表 3

## 部屋代 全額免除

	使用目的
ア	区が行政上必要又特別な理由があると認めたとき
イ	区の各種団体が使用するとき
ウ	その他公民館長が認めたとき

別表 4

## 備品等貸出し料

備品等名	個数	料金
長机（脚長・脚短）	1台	100
椅子	1脚	50
テント	1張り	1,000
紅白幕	1幕	1,000